

競馬の馬券の払戻金に係る課税の取扱い等について

1 従来取扱い

競馬の馬券の払戻金等については、払戻金を得るに当たって行った、馬券購入行為の態様や規模等にかかわらず、一律に「一時所得」として取り扱っていました（所得税法第 34 条第 1 項、所得税基本通達 34-1）。

2 通達改正の概要等

(1) 最高裁判決の概要

競馬の馬券の購入を機械的、網羅的、大規模に行っており、かつ、そうした購入を実際に行っていることが客観的に認められる記録が残されているなどの場合において、①競馬の馬券の払戻金は、一時所得と雑所得のいずれに該当するか、②所得金額の計算上控除すべき金額は、的中した馬券の購入金額に限られるか否か、が争われていた裁判で、最高裁判平成 27 年 3 月 10 日判決は、競馬の馬券の払戻金はその払戻金を受けた者の馬券購入行為の態様や規模等によっては、一時所得ではなく、雑所得に該当する場合があります、その場合においては外れ馬券も所得金額の計算上控除すべき旨、判示しました（別紙 1 参照）。

(2) 通達改正の概要

この最高裁判決を受け、パブリックコメントの手続を行った上で、競馬の馬券の払戻金等に係る課税上の取扱いを定めた所得税基本通達 34-1 を改正しました（別紙 2 参照）。

3 所得税の還付手続

所得税基本通達の改正は法令解釈の変更に当たることから、本件判決と同様の購入行為の態様や規模等により馬券の払戻金等を得ていた方については、その所得を一時所得ではなく、雑所得として取り扱い、法令上、可能な範囲で対応します。

具体的には、今般の通達改正により、過去の所得税の申告の内容に異動が生じ、所得税が納め過ぎになっている場合には、国税通則法の規定に基づき、この取扱いの変更を知った日の翌日から 2 か月以内に所轄の税務署に更正の請求をすることにより、当該納め過ぎとなっている所得税が還付されます。

更正の請求をする場合には、過去に申告された馬券の払戻金等が本件判決と同様の購入行為の態様や規模等により得ていたものである旨や外れ馬券に係る金額等が分かる書類を併せて御提出ください。

なお、法定申告期限等から既に 5 年を経過している年分の所得税については、法令上、減額できないこととされていますので、御注意ください。

【最高裁の判断】

- ・ 所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。
- ・ 被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係（参考参照）の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たる。
- ・ 雑所得については、所得税法第37条第1項の必要経費に当たる費用は同法第35条第2項第2号により収入金額から控除される。本件においては、外れ馬券を含む一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するのであるから、当たり馬券の購入代金の費用だけでなく、外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の費用が当たり馬券の払戻金という収入に対応するということができ、本件外れ馬券の購入代金は同法第37条第1項の必要経費に当たる。

【参考】本件事実関係

- ・ 被告人は、自宅のパソコン等を用いてインターネットを介してチケットレスでの購入が可能で代金及び当たり馬券の払戻金の決済を銀行口座で行えるという日本中央競馬会が提供するサービスを利用し、馬券を自動的に購入できる市販のソフトを使用して馬券を購入していた。
- ・ 被告人は、同ソフトを使用して馬券を購入するに際し、馬券の購入代金の合計額に対する払戻金の合計額の比率である回収率を高めるように、インターネット上の競馬情報配信サービス等から得られたデータを自らが分析した結果に基づき、同ソフトに条件を設定してこれに合致する馬券を抽出させ、自らが作成した計算式によって購入額を自動的に算出していた。
- ・ この方法により、被告人は、毎週土日に開催される中央競馬の全ての競馬場のほとんどのレースについて、数年以上にわたって大量かつ網羅的に、一日当たり数百万円から数千万円、一年当たり10億円前後の馬券を購入し続けていた。
- ・ 被告人は、このような購入の態様をとることにより、当たり馬券の発生に関する偶発的要素を可能な限り減殺しようとするとともに、購入した個々の馬券を的中させて払戻金を得ようとするのではなく、長期的に見て、当たり馬券の払戻金の合計額と外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の合計額との差額を利益とすることを意図し、実際に本件の公訴事実とされた平成19年から平成21年までの3年間は、平成19年に約1億円、平成20年に約2,600万円、平成21年に約1,300万円の利益を上げていた。

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

	改 正 後	改 正 前
<p>(一時所得の例示)</p>		<p>(一時所得の例示)</p>
<p>34—1 次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。</p> <p>(1) 懸賞の賞金品、福引の当選金品等（業務に関して受けるものを除く。）</p> <p>(2) 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等 <u>じたものを除く。</u></p>	<p>34—1 次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。</p> <p>(1) 懸賞の賞金品、福引の当選金品等（業務に関して受けるものを除く。）</p> <p>(2) 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等（<u>営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。</u>）</p>	<p>34—1 次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。</p> <p>(1) 懸賞の賞金品、福引の当選金品等（業務に関して受けるものを除く。）</p> <p>(2) 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等</p>
<p>(注)1 馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が<u>一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかである場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。</u></p>	<p>(注)1 馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が<u>一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかである場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。</u></p>	
<p>2 上記(注)1以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当することに留意する。</p>	<p>2 上記(注)1以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当することに留意する。</p>	
<p>(3) 労働基準法第114条（付加金の支払）の規定により支払を受ける付加金</p> <p>(4) 令第183条第2項（（生命保険契約等）に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算）に規定する生命保険契約等に基づく一時金（業務に関して受けるものを除く。）及び令第184条第4項（（損害保険契約等）に基づく満期返戻金等）に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等</p>	<p>(3) 労働基準法第114条（付加金の支払）の規定により支払を受ける付加金</p> <p>(4) 令第183条第2項（（生命保険契約等）に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算）に規定する生命保険契約等に基づく一時金（業務に関して受けるものを除く。）及び令第184条第4項（（損害保険契約等）に基づく満期返戻金等）に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等</p>	<p>(3) 労働基準法第114条（付加金の支払）の規定により支払を受ける付加金</p> <p>(4) 令第183条第2項（（生命保険契約等）に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算）に規定する生命保険契約等に基づく一時金（業務に関して受けるものを除く。）及び令第184条第4項（（損害保険契約等）に基づく満期返戻金等）に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等</p>
<p>(5) 法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除く。）</p>	<p>(5) 法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除く。）</p>	<p>(5) 法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除く。）</p>
<p>(6) 人格のない社団等の解散により受けるいわゆる清算分配金又は脱退により受ける持分の払戻金</p>	<p>(6) 人格のない社団等の解散により受けるいわゆる清算分配金又は脱退により受ける持分の払戻金</p>	<p>(6) 人格のない社団等の解散により受けるいわゆる清算分配金又は脱退により受ける持分の払戻金</p>
<p>(7) 借家人が貸借の目的とされている家屋の立退きに際し受けるいわゆる立退料（その立退きに伴う業務の休止等により減少することとなる借家人の収入金額又は業務の休止期間中に使用人に支払う給与等借家人の各種所得の金額の計算上必要経費に</p>	<p>(7) 借家人が貸借の目的とされている家屋の立退きに際し受けるいわゆる立退料（その立退きに伴う業務の休止等により減少することとなる借家人の収入金額又は業務の休止期間中に使用人に支払う給与等借家人の各種所得の金額の計算上必要経費に</p>	<p>(7) 借家人が貸借の目的とされている家屋の立退きに際し受けるいわゆる立退料（その立退きに伴う業務の休止等により減少することとなる借家人の収入金額又は業務の休止期間中に使用人に支払う給与等借家人の各種所得の金額の計算上必要経費に</p>

算入される金額を補填するための金額及び令第95条(譲渡所得の収入金額とされる補償金等))に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する部分の金額を除く。)

(注) 1 収入金額又は必要経費に算入される金額を補填するための金額は、その業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入される。

2 令第95条に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する立退料については、33

—6 参照

(8) 民法第557条(手付)の規定により売買契約が解除された場合に当該契約の当事者が取得する手付金又は償還金(業務に関して受けるものを除く。)

(9) 法第42条第1項((国庫補助金等の総収入金額不算入))又は第43条第1項((条件付国庫補助金等の総収入金額不算入))に規定する国庫補助金等のうちこれらの規定の適用を受けないもの及び第44条((移転等の支出に充てたるための交付金の総収入金額不算入))に規定する資産の移転等の費用に充てたるため受けた交付金のうちその交付の目的とされた支出に充てられなかったもの

(10) 遺失物拾得者又は埋蔵物発見者が受ける報労金

(11) 遺失物の拾得又は埋蔵物の発見により新たに所有権を取得する資産

(12) 地方税法第41条第1項((個人)の道府県民税の賦課徴収)、同法第321条第2項((個人)の市町村民税の納期前の納付)及び同法第365条第2項((固定資産税に係る納期前の納付))の規定により交付を受ける報奨金(業務用固定資産に係るものを除く。)

(注) 発行人から株式等を取得する権利を与えられた場合(株主等として与えられた場

合(23~35共—8参照)を除く。)の経済的利益の所得区分については、23~35共—

6 参照

算入される金額を補填するための金額及び令第95条(譲渡所得の収入金額とされる補償金等))に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する部分の金額を除く。)

(注) 1 収入金額又は必要経費に算入される金額を補填するための金額は、その業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入される。

2 令第95条に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する立退料については、33

—6 参照

(8) 民法第557条(手付)の規定により売買契約が解除された場合に当該契約の当事者が取得する手付金又は償還金(業務に関して受けるものを除く。)

(9) 法第42条第1項((国庫補助金等の総収入金額不算入))又は第43条第1項((条件付国庫補助金等の総収入金額不算入))に規定する国庫補助金等のうちこれらの規定の適用を受けないもの及び第44条((移転等の支出に充てたるための交付金の総収入金額不算入))に規定する資産の移転等の費用に充てたるため受けた交付金のうちその交付の目的とされた支出に充てられなかったもの

(10) 遺失物拾得者又は埋蔵物発見者が受ける報労金

(11) 遺失物の拾得又は埋蔵物の発見により新たに所有権を取得する資産

(12) 地方税法第41条第1項((個人)の道府県民税の賦課徴収)、同法第321条第2項((個人)の市町村民税の納期前の納付)及び同法第365条第2項((固定資産税に係る納期前の納付))の規定により交付を受ける報奨金(業務用固定資産に係るものを除く。)

(注) 発行人から株式等を取得する権利を与えられた場合(株主等として与えられた場

合(23~35共—8参照)を除く。)の経済的利益の所得区分については、23~35共—

6 参照